

中間貯蔵施設内遺構等保存活用検討支援業務
仕様書

1. 業務名 中間貯蔵施設内遺構等保存活用検討支援業務
(以下、「本業務」という。)
2. 業務目的 中間貯蔵施設内に立地する建造物等に対して、建物の現状調査を行い、保存活用の内容及びその実現性について整理し、今後の修繕・整備の方針を策定する業務の支援を行う。
3. 業務の対象地域 福島県双葉郡大熊町内の中間貯蔵施設内
4. 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
5. 業務概要
 - (1) 情報整理
町を取り巻く環境を考慮した上で類似する震災遺構等の調査を行い、本件で対象とすべきリストを作成する。なお、現時点で把握している対象物一覧は別表の通り。
 - (2) 対象物調査
(1)で作成した対象物一覧のうち、特に活用可能性がある1件以上(面積約6,000㎡を上限とする)について、現況調査を行う。なお、その選定には発注者との協議を十分に行うこと。
現況調査は建物の劣化、耐震状態、壁面のクラック、漏水等の状況に関する調査を行うものであり、保存活用にあって必要な修繕及び改修の費用が積算可能なものとする。
 - (3) 保存活用案作成
現況調査を行った対象物の保存活用案を作成する。保存活用案は2つ以上作成するものとし、各案に対して類似事例等を参考に以下の項目を含めること。
 - ①修繕及び改修のイメージ図案(パース)及びイニシャルコスト
 - ②活用事業スキーム及びランニングコストなお、保存活用案の作成には対象物の関係者へのヒアリングを十分に行うこと。
 - (4) 保存活用案の合意形成調整
大熊町を取り巻く内外の合意形成を図るため、町民、行政及び学識経験者等で構成する会議体等を設計し、その実施について以下の支援を行う。
 - ①会議体等の案内文作成、送付、出欠管理
 - ②資料作成、印刷(25部程度)
 - ③会議へのオブザーバー参加、議事録等の記録作成なお、会議体等の開催は3回程度とし、参加者への謝金及び交通費等の諸経費は発注者が負担する。

(5) 保存活用方針作成

(1) ～ (4) を踏まえた保存活用方針を策定し、今後の事業工程表を作成する。

(6) 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は綿密に連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容はその都度、受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。なお、打合せ回数は任意とする。ただし、着手時、中間時 1 回、完了時の計 3 回は大熊町役場にて実施すること。

(7) 業務報告書の作成

(1) ～ (6) 完了後に業務報告書を作成すること。

6. 成果品

本業務における提出物は、次のとおりとする。また、作成した図版及び計画書・議事録等の資料は、すべてデジタルデータとして電子記憶媒体に格納する。契約期間中は、発注者の求めに応じて、参考資料・データ等を適宜提出することとする。なお、提出後に失策及び不備が発見された場合は、契約終了後も訂正の義務を負うこととする。なお、提出物に係る著作権は、原則として全て大熊町に帰属するものとする。

(1) 現況調査及び各種調査データ一式

(2) 保存活用案及び方針データ一式

(3) 業務報告書データ一式

7. その他

(1) 各業務内容及び実施内容については、発注者と十分な意見の調整及び協議を行うこと。

(2) 業務の履行に際して必要な図書・図面・資料等について、発注者が所有するものは貸与するものとし、使用目的が完了した後は速やかに返却すること。

(3) 受注者は、本業務に関するすべての情報について、外部に漏洩してはならない。